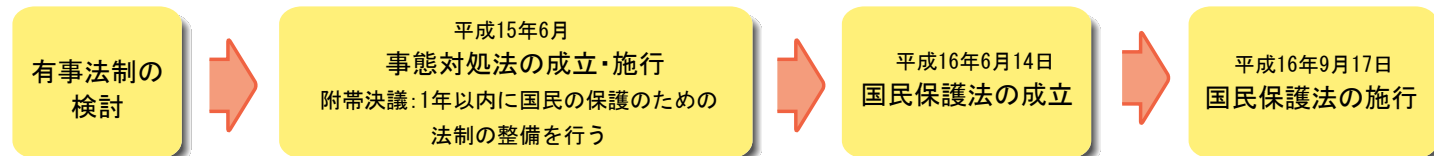
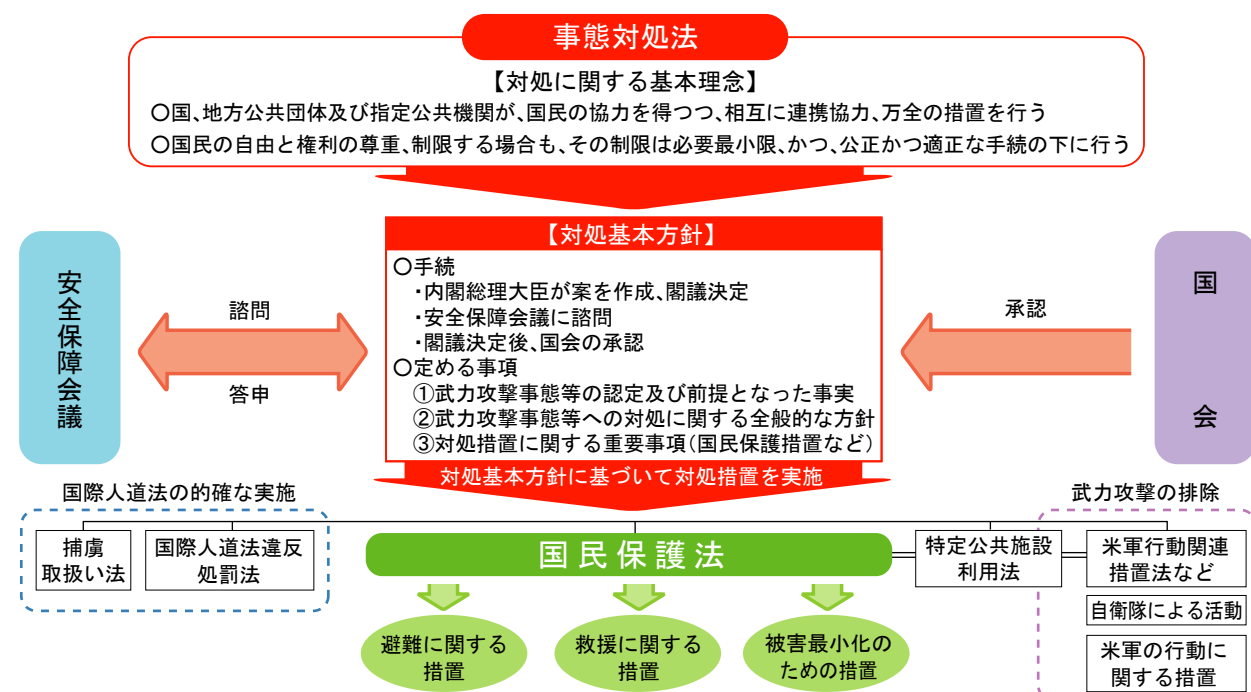


国民保護法の制定までの経過

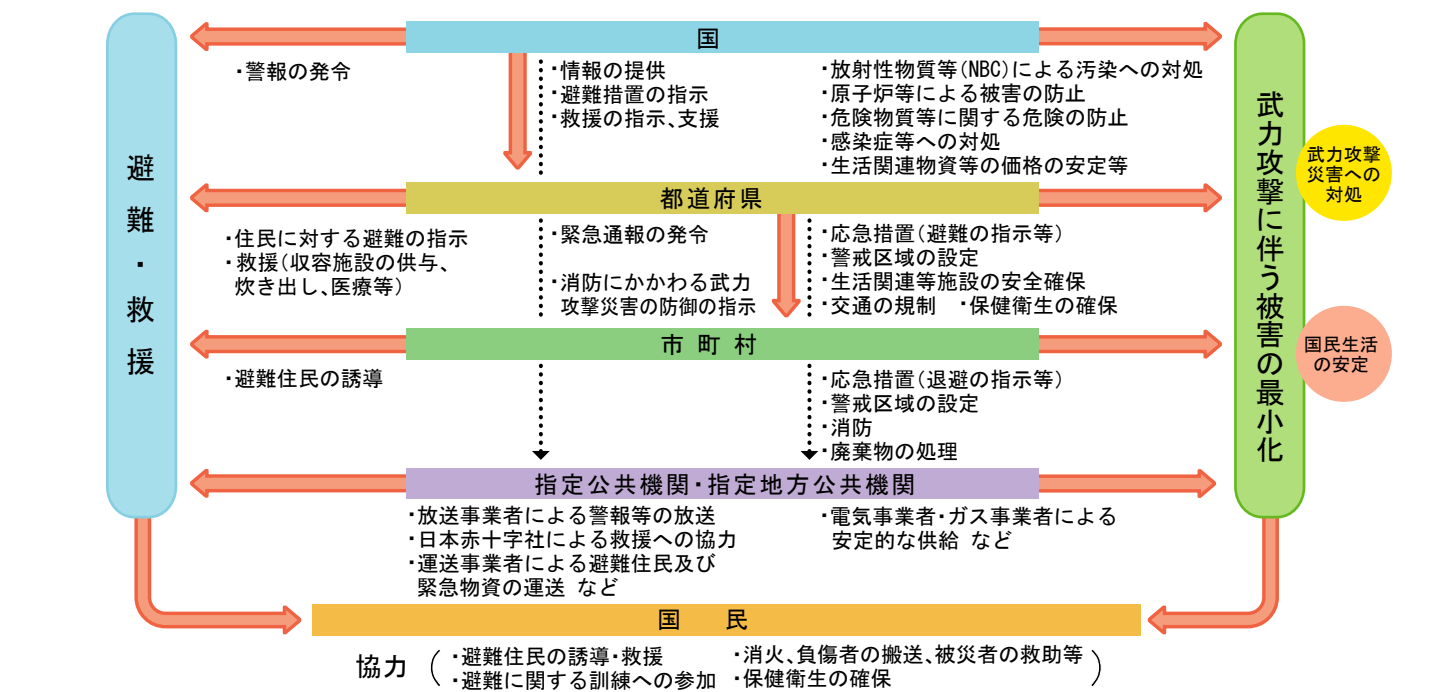
平成15年6月、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(いわゆる事態対処法)」などの有事関連三法が制定されました。事態対処法は、我が国の緊急事態における基本理念や基本的手続きを定めたものであり、有事法制の総論にあたるものです。この事態対処法の中で、国民の保護のための法制の整備についても定められており(第22条第1号)、国民保護法が制定されました。



武力攻撃事態等における国民の保護の位置付け



武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み



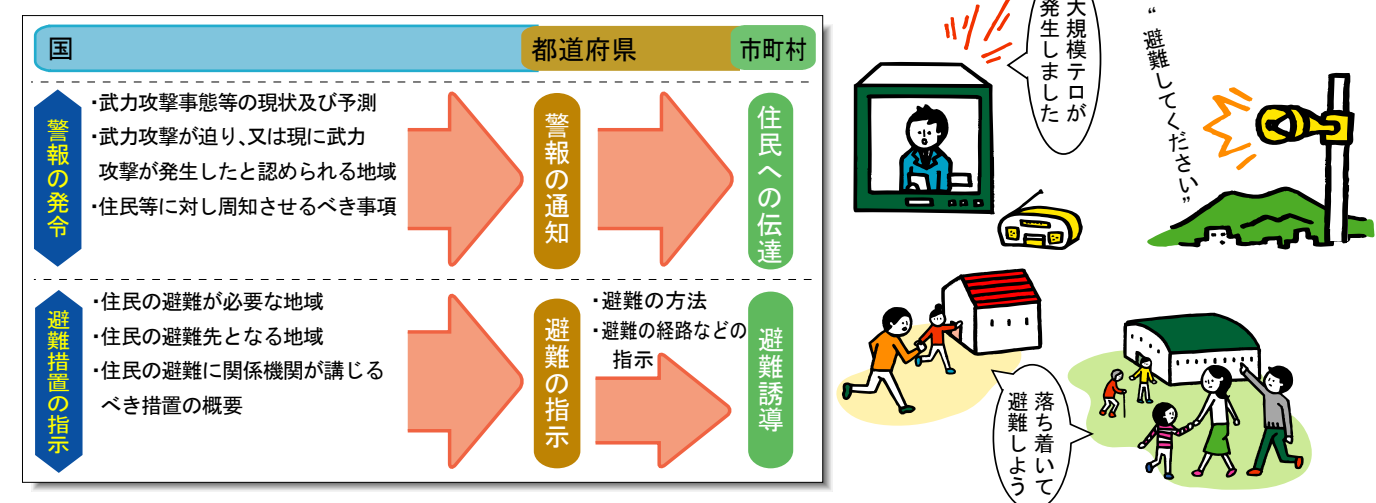
※指定公共機関………独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関や電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣告示で指定されたもの、H20.1.1現在で、161法人。

※指定地方公共機関………都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人や地方道路公社などその他の公共的施設を管理する法人、地方独立行政法人で、都道府県知事が指定するもの、H20.1.1現在で、福岡県知事が指定したものは48法人。

避難

我が国に対する武力攻撃が迫った場合や大規模テロが発生した場合には、国はその情報を把握し、国民に警報を発令します。また、国は避難の必要があると認める都道府県の知事に、避難措置の実施について指示を行います。

都道府県知事は、市町村長を経由して、住民に対し、避難の指示を行います。市町村長は、消防等を指揮し、避難住民の誘導を行います。



救援

国は、避難した後の住民の生活を救援するため、避難先を管轄する都道府県知事に対し、救援に関する措置を講じるよう指示を行います。なお、都道府県知事は、国の対策本部からの指示を待ついとまがないときは、指示を待たないで救援を行うことができます。



武力攻撃に伴う被害の最小化

国と地方公共団体が協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。

